○特定高圧ガス取扱主任者選解任届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第２８条第３項　　一般則第７５条
　　液石則第７３条

適　　用

・特定高圧ガス消費事業所において取扱主任者を選任又は解任した場合。
　※施設を廃止し、廃止届を提出した場合は、解任届は不要。

必要書類

１．特定高圧ガス取扱主任者届書
　（一般則様式第３６、液石則様式３５）
２．取扱主任者の経歴書〔選任の場合〕（参考様式）
３．資格免状の写し（免状所有者を選任する場合）
　※適格要件：一般則第７３条、液石則第７１条
４．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）